

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年八月三十日

内閣総理大臣 菅 直人

法律第百五号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

- 第一章 内閣関係 (第一条—第十三条)
- 第二章 総務省関係 (第十四条—第十六条)
- 第三章 文部科学省関係 (第十七条—第二十条)
- 第四章 厚生労働省関係 (第二十一条—第五十六条)
- 第五章 農林水産省関係 (第五十七条—第八十六条)
- 第六章 経済産業省関係 (第八十七条—第九十五条)
- 第七章 国土交通省関係 (第九十六条—第一百六十五条)
- 第八章 環境省関係 (第一百六十六条—第一百八十九条)

附則

第一章 内閣関係

(災害対策基本法の一部改正)

第一条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中「する」を「した」に改め、「」は、「」の下に「速やかにその旨を」を加え、「協議しなれば」を「報告しなれば」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができ、

第四十条第二項中「次の各号」を「おおむね次」に改め、第四号を削る。

第四十二条第二項中「次の各号」を「おおむね次」に改め、第四号を削り、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その旨を公表しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができ、

第四十四条第三項中「第四十二条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「修正しようとする」を「修正した」に改め、同条第四項を削る。

第六十八条の二第一項に後段として次のように加える。

この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

第六十八条の二第三項中「前項」を「前二項」に改める。

(家庭用品品質表示法の一部改正)

第二条 家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出し中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の一部は、政令で定めるところにより、市長が行うことができる。

(交通安全対策基本法の一部改正)

第三条 交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「作成しなければならない」を「作成するよう努めるものとする」に改め、同条第二項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項中「次の各号」を「おおむね次」に改め、同条第四項中「必要がある」と認めるときは、を削り、「作成しなればならぬ」を「作成するよう努めるものとする」に改め、同条第五項中「すみやかに、これを都道府県知事に報告するとともに、その旨を公表しなれば」を「速やかに、その旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなれば」に改め、同条第六項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

(活動火山対策特別措置法の一部改正)

第四条 活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「の各号」を削り、第五号を削る。

第八条第一項から第三項までの規定中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第五項中「協議しなれば」を「報告しなれば」に改め、同条第六項中「変更する場合」を「の変更」に改める。

(大規模地震対策特別措置法の一部改正)

第五条 大規模地震対策特別措置法(昭和五十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「同法第二十一条に規定する地方防災会議等(市町村防災会議を設けない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下同じ)は同法第二十条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部(第二十八條第二項において「石油コンビナート等防災本部」という。)及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、次の」を「次に掲げる」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する指定があつたときは、災害対策基本法第二十一条に規定する地方防災会議等(市町村防災会議を設けない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下同じ)は同法第二十条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部(第二十八條第二項において「石油コンビナート等防災本部」という。)及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、前項第一号に掲げる事項を定めるものとするほか、同項第二号及び第三号に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。

(地震防災対策特別措置法の一部改正)

第六条 地震防災対策特別措置法(平成七年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二十号を削る。

(特定非営利活動促進法の一部改正)

第七条 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「知事」の下に「その事務所が一の指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ)の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあつては、当該指定都市の長」を加える。

第十条第一項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。

第四十三条の二中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加える。

第四十四条の二第一項及び第四十四条の三中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。

第六条第一項中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第二項中「前条第八項」を「前条第九項」に、同条第十項を「同条第十一項」に改める。
第七條第一項中「第五條第八項」を「第五條第九項」に改め、同条第二項中「第五條第四項から第十一項まで」を「第五條第五項から第十二項まで」に改める。
第八條第一項中「第五條第八項」を「第五條第九項」に改め、同条第二項中「第五條第三項各号」を「第五條第四項各号」に改める。
第九條中「第五條第三項各号」を「第五條第四項各号」に改める。
第十條第一項中「第五條第八項各号」を「第五條第九項各号」に、同条第三項各号を「同条第四項各号」に改め、同条第三項中「第五條第三項各号」を「第五條第四項各号」に改め、同条第四項中「第五條第十一項」を「第五條第十二項」に改める。
第十一條第二項第二号及び第五項第一号中「第五條第二項第三号」を「第五條第二項第二号」に改める。

第十九條第一項中「第五條第三項第三号」を「第五條第四項第三号」に改める。
第二十條第一項中「第五條第三項第四号」を「第五條第四項第四号」に改める。
第二十一條中「第五條第三項第五号」を「第五條第四項第五号」に改める。
第二十三條第一号中「第五條第九項」を「第五條第十項」に改める。
(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正)
第十三條 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「場合」を「ため」に、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、同条第五項中「公表する」を「公表するよう努める」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「聴取」の下に「を行う場合には、当該聴取を加え、公表する」を「公表するよう努める」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第二号及び第三号」を「第二項各号」に、「聴く」を「聴くよう努める」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
3 前項各号に掲げるもののほか、実施方針には、競争の導入による公共サービスの改革の意義及び目標に関する事項を定めるよう努めるものとする。

第十六條第一項中「遅滞なく」を削り、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項中「次に」を「おおむね次に」に改め、第十三号を削り、同条第三項中「次に」を「おおむね次に」に改め、「第四号において同じ」を削り、第四号を削り、同条第四項中「次に」を「おおむね次に」に改める。
第十七條中「第十一條第三項及び第十二條」を「及び第十一條第三項」に、同条中「第九條第二項第五号」を「第十二條中「第九條第二項第五号に規定する評価の基準に従って、前条第一項」に、「第十六條第二項第五号」を「前条第一項」と「官民競争入札等監理委員会の議を経なければならぬ」とあるのは「第四十七條第一項に規定する合議制の機関の議を経なければならず、第十六條第二項第五号に規定する評価の基準を定めているときは、当該基準に従って評価を行うものとする」に改める。

第十八條第一項中「遅滞なく」を削り、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項中「次に」を「おおむね次に」に改め、第十一号を削り、同条第三項中「次に」を「おおむね次に」に改め、「第四号において同じ」を削り、第四号を削り、同条第四項中「次に」を「おおむね次に」に改め、同項第四号中「目的」を「目的」に改める。
第十九條中「とあるのは「第十八條第二項第五号」と、「を」に規定する評価の基準に従って、次に改め、その評価を行うものとする。この場合において、国の行政機関等の長等は、を削り、「あるのは「その評価」を「あるのは「第十八條第二項第五号に規定する評価の基準を定めているときは、当該基準に従って評価」に改める。

第三十四條第一項中「次に」を「実施方針を作成し、かつ、官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項を定めた場合には、次に」に改める。

第二章 総務省関係

(地方自治法の一部改正)

第十四條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百五十二條の十九第一項中第十号及び第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、第十五号を第十三号とする。

第二百六十條第一項中「政令で特別の定めをする場合を除く外」を「市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除く外」に、「あらたに」を「新たに」に改め、「市町村長は、これを定め、都道府県知事に届け出なければならない」を「定めなければならない」に改め、同条第二項中「届出を受理した」を「処分をした」に、「都道府県知事は、直ちに」を「市町村長は、」に改める。
別表第一 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の項第一号中「同条第三項」を「同条第六項の規定により処理することとされている事務(都道府県に対する届出に係るものに限る)」、同条第八項に改め、同表社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の項第二号中「指定都市及び中核市」を「市」に改め、同表第三号中「市町村(指定都市及び中核市を除く)」を「町村」に改め、同表公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)の項中「第三十七條第四項」を「第三十七條第五項(同条第七項において準用する場合を含む)」に改め、同表道路法(昭和二十七年法律第八十号)の項第一号中「第十七條第三項」を「第十七條第四項」に改め、同表地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)の項第一号中「及び第三項」を削り、同表薬事法(昭和三十三年法律第四十五号)の項第一号中「及び第三項」を削り、同表第四項に改め、同表第六十九條第三項並びに第七十條第一項及び第二項を「第二十一條第一項及び第二項、第六十九條第一項及び第二項、第七十條第一項及び第二項」に改め、第七十一條並びに第七十二條第三項に改め、同表第三号中「及び第三項」を「及び第四項」に改め、同表騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)の項中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同表都市計画法(昭和四十三年法律第九十八号)の項中「口」を「ハ」に改め、「に限定」の下に「口において同じ」を加え、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 第六十五條第一項の規定により市が処理することとされている事務
別表第一 都市計画法(昭和四十三年法律第九十八号)の項第二号中「第六十九條の三各号」を「第六十九條の四各号」に改め、同表都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項第二号中「第六十一條第一項」の下に「(土地の試掘等に係る部分を除く)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。
二 市が第六十一條第一項(土地の試掘等に係る部分に限る)」、第六十六條第一項から第八項まで並びに第九十八條第二項(第九十八條の二十七第二項において準用する場合を含む)及び第三項の規定により処理することとされている事務(機関等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く)が施行する市街地再開発事業に係るものに限る)。
別表第一 環境基本法(平成五年法律第九十一号)の項中「都道府県」の下に「又は市」を加え、同表都市計画法(昭和四十三年法律第九十八号)の項第一号中「機関等」を「都市再生機関等」に改め、同項第二号中「第九十九條第一項」の下に「(土地の試掘等に係る部分を除く)」を加え、「機関等」を「都市再生機関等」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。
二 市が第九十九條第一項(土地の試掘等に係る部分に限る)」、第九十九條第一項から第八項まで並びに第二百三十三條第二項及び第三項の規定により処理することとされている事務(都道府県又は都市再生機関等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く)が施行する防災街区整備事業に係るものに限る)。

（身体障害者福祉法の一部改正）

第三十条 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三第一項中「都道府県」を「市町村」に改め、「行うこと」の下に「（次項において「相談援助」という。）を加え、同条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合にあつては、当該市町村の区域における当該相談援助を、社会的信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生援助に熱意と識見を持っている者に委託することができる。

第二十九条第二項中「最低基準」を「基準」に、「第六十五条第二項」を「第六十五条第三項」に改める。

第三十五条第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十二条の三の規定により市町村が行う委託に要する費用

第三十七条中「第三十五条第二号」を「第三十五条第三号」に改める。

第三十七条の二第一号中「第三十五条第三号」を「第三十五条第四号」に改め、同条第二号中「第三十五条第二号」を「第三十五条第三号」に改める。

（生活保護法の一部改正）

第三十一条 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三十九条を次のように改める。

（保護施設の基準）

第三十九条 都道府県は、保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 保護施設に配置する職員及びその員数

二 保護施設に係る居室の床面積

三 保護施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 保護施設の利用定員

3 保護施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

第四十一条第三項中「第三十九条に規定する基準の外、左の」を「第三十九条第一項の基準のほか、次の」に改め、同項第三号中「当る」を「当たる」に改める。

第四十五条第一項第一号中「第三十九条に規定する基準」を「第三十九条第一項の基準」に改める。

（クリーニング業法の一部改正）

第三十二条 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「洗たく物を洗たく」を「洗濯物を洗濯」に、「仕上げ」を「仕上げ」に、「終った」を「終わった」に、「終わらない」を「終わらない」に改め、同項第三号中「洗たく物」を「洗濯物」に改め、同項第四号中「こう配」を「勾配」に改め、同項第五号中「洗たく物」を「洗濯物」に、「洗たくする」を「洗濯する」に改め、同号ただし書中「洗たく」を「洗濯」に改め、同項第六号中「都道府県」の下に「（地域保健法（昭和二十二年法律第一号）第五十一条の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区については、市又は特別区）を加える。

第十四条第一項中「地域保健法（昭和二十二年法律第一号）第五十一条の規定に基づく政令で定める」を「保健所を設置する」に改める。

（毒物及び劇物取締法の一部改正）

第三十三条 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「行なう」を「行う」に改め、「都道府県知事」の下に「（その事業場の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第三項において同じ。）」を加え、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、第七条第三項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（その事業場の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」と、第十五条の三「毒物又は劇物の販売業にあつては、その店舗」とあるのは「第二十一条第一項に規定する者（同条第二項に規定する者を含む。）の事業場」と、「第二十三条の三」とあるのは「第十九条第三項」と読み替えるものとする。

第二十一条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（第二十一条第五項に規定する者の業務上毒物又は劇物を取り扱う場所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」と読み替えるものとする。

第二十一条第六項中「都道府県知事」の下に「（第一項に規定する者の事業場又は前項に規定する者の業務上毒物若しくは劇物を取り扱う場所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項において同じ。）」を加える。

（社会福祉法の一部改正）

第三十四条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三百三十五条」を「第三百三十四条」に改める。

第十四条第八項中「その六月前までに」を「あらかじめ」に、「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改める。

第二十條中「これを実施しなければ」を「及びこれを実施するよう努めなければ」に改める。

第三十条第一項各号を次のように改める。

一 主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人（次号に掲げる社会福祉法人を除く。）であつてその行う事業が当該市の区域を越えないもの、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）

二 第九十九条第二項に規定する地区社会福祉協議会である社会福祉法人、指定都市の長

第五十六条第一項中「指定都市若しくは中核市の長」を「市長」に改める。

第六十二条第四項中「厚生労働大臣が定める最低基準」を「都道府県の条例で定める基準」に改める。

第六十五条の見出しを「（施設の基準）」に改め、同条第一項中「厚生労働大臣」を「都道府県」に、「必要とされる最低の」を「条例で」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 社会福祉施設に配置する職員及びその員数

二 社会福祉施設に係る居室の床面積

三 社会福祉施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 社会福祉施設の利用定員

第七十一条中「第六十五条の最低基準」を「第六十五条第一項の基準」に、「同条の」を「同項の」に改める。

第七十二条第二項中「次条第二項の規定による条件に違反し、又は第七十七条若しくは」を「第七十七条又は」に改める。

第七十三条を次のように改める。

第七十三条 削除

第七十七条及び第八十条中「講ずる」を「講ずるよう努める」に、「公表する」を「公表するよう努める」に改める。

第二百二十三条を次のように改める。

第二百二十三条 削除

第二百三十四条第二項、第二百三十一条第四号及び第五号並びに第二百三十二条を削る。

第二百三十三条中「前二条」を「前条」に、「各本条」を「同条」に改め、同条を第二百三十二条とし、第二百三十四条を第二百三十三条とし、第二百三十五条を第二百三十四条とする。

別表指定都市及び中核市の項中「指定都市及び中核市」を「市」に改め、同表市町村（指定都市及び中核市を除く。）の項中「市町村（指定都市及び中核市を除く）」を「町村」に改める。

第七十五条 社会福祉法の一部を次のように改正する。

第七十三条を次のように改める。

（市の区域内で行われる隣保事業の特例）

第七十三条 市の区域内で行われる隣保事業について第六十九条、第七十条及び前条の規定を適用する場合においては、第六十九条第一項中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び市」と、「都道府県知事」とあるのは「市長」と、同条第二項、第七十条及び前条中「都道府県知事」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

第二百三十五条第一項中「第六十九条第一項」の下に「（第七十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第二百三十一条第三号中「第三項まで」の下に「（これらの規定を第七十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「同条第一項」を「第七十一条第一項」に改める。

（安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の一部改正）

第三十六条 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）の二部を次のように改正する。

第十條第五項中「厚生労働大臣に提出するとともに、公表する」を「公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に提出する」に改める。

（美容師法の一部改正）

第三十七条 美容師法（昭和三十一年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十條を次のように改める。

（読替規定）

第二十條 地域保健法（昭和二十二年法律第一〇号）第五條第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区にあつては、前各条の規定（第四條第五項及び第十二條の三第二項を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「市長」又は「区長」と、「都道府県」とあるのは「市」又は「特別区」とする。

（水道法の一部改正）

第三十八條 水道法（昭和三十一年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十二條第二項中「布設工事」の下に「（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。）」を加え、同条第二項中「資格」の下に「（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参照して当該地方公共団体の条例で定める資格）」を加える。

第十九条第三項中「資格」の下に「（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参照して当該地方公共団体の条例で定める資格）」を加える。

第四十六条第二項中「市町村長」を「町村長」に改める。

第四十八条の二の見出し及び同条第一項中「保健所を設置する」を削り、同条第二項中「保健所を設置する市」を削り、「保健所を設置する市又は」を「市又は」に改める。

第五十条第四項及び第五十条の二第二項中「保健所を設置する市」を削る。

（知的障害者福祉法の一部改正）

第三十九条 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二項中「都道府県」を「市町村」に改め、「行うこと」の下に「（次項において「相談援助」という。）」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、障害者の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合にあつては、当該市町村の区域における当該相談援助を、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援助に熱意と識見を持つてゐる者に委託することができる。

第二十二條中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

第二十五條の二の規定により市町村が行う委託に要する費用

第三十五條の二の規定により都道府県が行う委託に要する費用

第二十五條第一号及び第二号中「第二十二條第二号」を「第二十二條第三号」に改め、同条第三号及び第四号中「第二十二條第三号」を「第二十二條第四号」に改める。

第二十六條第一号中「第二十二條第二号」を「第二十二條第三号」に改め、同条第二号中「第二十二條第三号」を「第二十二條第四号」に改める。

（薬事法の一部改正）

第四十条 薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「都道府県知事」の下に「（その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第一〇号）第五條第一項の政令で定める市）」を「（以下「保健所を設置する市」という。）」に改め、同条第二項中「保健所を設置する市」とあるのは「市長又は区長」第七條第三項及び第十條において同じ。」を加える。

第二十一條の見出しを「（都道府県知事等の経由）」に改め、同条第一項中「都道府県知事」の下に「（薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもつて医薬品を製造し、その医薬品を当該薬局において販売する場合であつて、当該薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項、第六十九條第一項、第七十一條、第七十二條第三項及び第七十五條第二項において同じ。）」を加える。

第二十六條第一項中「地域保健法（昭和二十二年法律第一〇号）第五條第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）」を「保健所を設置する市」に改める。

第六十九條第二項中「店舗販売業」を「薬局又は店舗販売業」に、「その店舗」を「その薬局又は店舗」に改め、第八條の二第二項若しくは第二項を削り、「第七十二條の二から」を「第七十二條の二、第七十二條の四から」に改め、同条第六項中「第四項まで」を「第五項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、薬局開設者が、第八條の二第二項若しくは第二項又は第七十二條の三に基づき命令を遵守しているかどうかを確かめるために必要があると認めるときは、当該薬局開設者に対し、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、又は当該職員に、薬局に立ち入り質問させることができる。

第六十九條の二第二項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第七十條第三項中「第六十九條第五項」を「第六十九條第六項」に改める。

第七十六條の三第三項中「第三項まで」を「第四項まで」に改める。

第七十六條の七第三項中「第六十九條第五項」を「第六十九條第六項」に改める。

第七十六條の八第二項及び第八十條の二第八項中「第六十九條第五項」を「第六十九條第六項」に改める。

「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第八十一條の見出しを「(都道府県等が処理する事務)」に改め、同条中「都道府県知事」の下に「保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」を加える。

第八十一條の三第一項中「及び第三項」を「及び第四項」に改め、同条第二項中「第六十九條第三項並びに第七十條第一項及び第二項」を「第二十一條第一項及び第二項、第六十九條第一項及び第四項、第七十條第一項及び第二項、第七十一條並びに第七十二條第三項」に改める。

第八十三條第一項中「動物」との下に「第四條第一項中「都道府県知事(その所在地が地域保健法(昭和二十二年法律第百一十号)第五條第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第七十條第三項及び第十條において同じ。)」とあるのは「都道府県知事」とを「維持」との下に「第二十一條第一項中「都道府県知事(薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもつて医薬品を製造し、その医薬品を当該薬局において販売する場合であつて、当該薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項、第六十九條第一項、第七十一條、第七十二條第三項及び第七十五條第二項において同じ。)」とあるのは「都道府県知事」とを加え、「地域保健法(昭和二十二年法律第百一十号)第五條第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)」を「保健所を設置する市」に、「中「都道府県知事(店舗販売業にあつては、その店舗)」を「中「都道府県知事(薬局又は店舗販売業にあつては、その薬局又は店舗)」に、「第六十九條第三項」を「第六十九條第四項」に改める。

第八十七條第九号中「第三項まで」を「第四項まで」に、「第六十九條第三項」を「第六十九條第四項」に改める。

第八十九條第四号中「第六十九條第四項」を「第六十九條第五項」に改める。

(母子及び寡婦福祉法の一部改正)

第四十一條 母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十二條中「その他の関係者」及び「とともに、その内容を公表する」を削る。

(母子保健法の一部改正)

第四十二條 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第十八條中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区」を「市町村」に改める。

第十九條第一項中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区の長」を「市町村長」に改め、同条第三項を削る。

第二十條第一項及び第七項中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区」を「市町村」に改める。

第二十一條第一項中「費用」の下に「及び第二十條の規定による措置に要する費用」を加え、同条第二項を削る。

第二十一條の二を次のように改める。

(都道府県の負担)

第二十一條の二 都道府県は、政令の定めるところにより、前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、第二十條の規定による措置に要する費用については、その四分の一を負担するものとする。

第二十一條の三中「第二十一條第二項」を「第二十一條」に、「都道府県、保健所を設置する市及び特別区」を「市町村」に改め、「費用」の下に「のうち、第二十條の規定による措置に要する費用」を加える。

第二十一條の四第一項中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区の長」を「市町村長」に改め、同条第二項中「都道府県又は」を削る。

(職業能力開発促進法の一部改正)

第四十三條 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「策定する」を「策定するよう努める」に改め、同条第三項中「第五條第二項から第四項まで及び第六項」を「第五條第三項及び第四項」に、「同条第六項及び前項」を「前二項」に、「第五條第四項及び第六項」を「第五條第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「講ずる」を「講ずるよう努める」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、都道府県職業能力開発計画を定めるときは、遅滞なく、その概要を公表するよう努めるものとする。

第七條第二項の次に次の一項を加える。

2 都道府県職業能力開発計画においては、おおむね第五條第二項各号に掲げる事項について定めるものとする。

第十六條第二項中「(次項において「職業能力開発短期大学校等」という。)」を削り、同条第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第十九條第一項中「定める基準」の下に「(都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設にあつては、当該都道府県又は市町村の条例で定める基準)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 都道府県又は市町村が第一項の規定により条例で定める基準に当たつては、公共職業能力開発施設における訓練生の数については同項に規定する厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については同項に規定する厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。

第二十三條第一項を次のように改める。

公共職業訓練のうち、次に掲げるものは、無料とする。

一 国が設置する職業能力開発促進センターにおいて職業の転換を必要とする求職者その他の厚生労働省令で定める求職者に対して行う普通職業訓練(短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものに限る。)

二 国が設置する障害者職業能力開発校において求職者に対して行う職業訓練

三 都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設(厚生労働省令で定める基準を参照して当該都道府県又は市町村の条例で定めるものに限る。)

第二十三條第二項中「前項に規定するもの」を「職業能力開発校及び職業能力開発促進センターにおいて職業の転換を必要とする求職者その他の厚生労働省令で定める求職者に対して行う普通職業訓練(短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものに限る。)」並びに障害者職業能力開発校において求職者に対して行う職業訓練」に改める。

第二十四條第四項を削る。

第二十七條第五項中「第十六條第四項」を「第十六條第三項」に、「第六項」を「第五項」に改める。

第二十八條第一項中「除く」の下に「。以下この項において同じ」を、「受けた者」の下に「(都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設(厚生労働省令で定める基準)における職業訓練指導員にあつては、厚生労働省令で定める基準に従い当該都道府県又は市町村の条例で定める者)」を加える。

第三十條の二第二項中「ものを除く」の下に「。以下この項において同じ」を、「定める者」の下に「(都道府県が設置する公共職業能力開発施設(厚生労働省令で定める基準)における職業訓練にあつては、厚生労働省令で定める基準を参照して当該都道府県が定める者)」であつて「を」を加え「者を除く」を「者以外」に改め、同条第二項中「規定する職業訓練」の下に「(都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設(厚生労働省令で定める基準)を除く。)」を加える。

附則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定を除く。）、第十二条、第十四条（地方自治法別表第一公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）の項及び道路法（昭和二十七年法律第八十号）の項の改正規定に限る。）、第十六条（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定を除く。）、第五十九条、第六十五条（農地法第五十七条の改正規定に限る。）、第七十六条、第七十九条（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第十四条の改正規定に限る。）、第九十八条（公営住宅法第六条、第七条及び附則第二項の改正規定を除く。）、第九十九条（道路法第十七条、第十八条、第二十四条、第二十七条、第四十八条の四から第四十八条の七まで及び第九十七条の改正規定に限る。）、第二百二条（道路整備特別措置法第三条、第四条、第八条、第十条、第十二条、第十四条及び第十七条の改正規定に限る。）、第二百四条、第二百十条（共同溝の整備等に関する特別措置法第二十六条の改正規定に限る。）、第二百十四条、第二百一十一条（都市再開発法第二百三十三条の改正規定に限る。）、第二百一十五条（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定に限る。）、第二百三十一条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第一百条の改正規定に限る。）、第二百三十三条、第二百四十一条、第二百四十七条（電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十七条の改正規定に限る。）、第二百四十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第十二条、第二百七十七条、第二百九十一条、第二百九十三条から第二百九十五条まで及び第二百九十八、第二百九十九条の改正規定に限る。）、第二百五十二条、第二百五十五条（都市再生特別措置法第二百六条、第二百六条の二及び第五十一条第一項の改正規定に限る。）、第二百五十六条（マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律第二百二条の改正規定に限る。）、第二百五十九条、第六十条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第二項及び第三項の改正規定、同条第五項の改正規定（第二項第二号イ）を「第二項第一号イ」に改める部分に限る。）並びに同条第六項及び第七項の改正規定（第二項第二号イ）を「第二項第一号イ」に改める部分に限る。）並びに同条第六項及び第七項の改正規定（同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、次条第一項の協議会が組織されている場合には）を削る部分を除く。）並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。）、第二百六十三条、第二百六十六条、第二百六十七条、第二百七十一条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の五第二項第五号の改正規定に限る。）、第二百七十五条及び第二百八十六条（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第七条第二項第三号の改正規定に限る。）の規定並びに附則第三十三条、第五十条、第七十二条第四項、第七十三条、第八十七条（地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定に限る。）、第九十一条（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十三条、第三十四条の三第二項第五号及び第六十四条の改正規定に限る。）、第九十二条（高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十五条の改正規定を除く。）、第九十三条、第九十五条、第二百一十一条、第二百一十三条、第二百一十五条及び第二百一八条の規定、公布の日から起算して三月を経過した日

二 第二条、第七条、第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律

(第三十八号)の項、環境基本法(平成五年法律第九十一号)の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項並びに別表第二都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の項の改正規定に限る。)、第十七条から第十九条まで、第二十二条(児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。)、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条(社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。)、第三十五条、第三十七条、第三十八条(水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。)、第三十九条、第四十三条(職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。)、第五十一条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。)、第五十四条(障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。)、第六十五条(農地法第三十二条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。)、第六十七条から第九十二条まで、第九十九条(道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。)、第一百一条(土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。)、第一百二条(道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。)、第一百三、第一百五(駐車場法第四条の改正規定を除く。)、第一百七、第一百八条、第一百十五条(首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。)、第一百十六条(流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。)、第一百八条(近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。)、第二百二十条(都市計画法第六条の二、第七条の二、第十八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八條の二の改正規定を除く。)、第二百一、二百一十八(都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二條まで、第六十六、第九十八、第九十九、百九、百三十九、百四十、百四十一、百四十二、百四十三、百四十四、百四十五、百四十六、百四十七、百四十八、百四十九、百五十、百五十一、百五十二、百五十三、百五十四、百五十五、百五十六、百五十七、百五十八、百五十九、百六十、百六十一、百六十二、百六十三、百六十四、百六十五、百六十六、百六十七、百六十八、百六十九、百七十、百七十一、百七十二、百七十三、百七十四、百七十五、百七十六、百七十七、百七十八、百七十九、百八十、百八十一、百八十二、百八十三、百八十四、百八十五、百八十六、百八十七、百八十八、百八十九、百九十、百九十一、百九十二、百九十三、百九十四、百九十五、百九十六、百九十七、百九十八、百九十九、百一百、百一百一、百一百二、百一百三、百一百四、百一百五、百一百六、百一百七、百一百八、百一百九、百一百十、百一百十一、百一百十二、百一百十三、百一百十四、百一百十五、百一百十六、百一百十七、百一百十八、百一百十九、百一百二十、百一百二十一、百一百二十二、百一百二十三、百一百二十四、百一百二十五、百一百二十六、百一百二十七、百一百二十八、百一百二十九、百一百三十、百一百三十一、百一百三十二、百一百三十三、百一百三十四、百一百三十五、百一百三十六、百一百三十七、百一百三十八、百一百三十九、百一百四十、百一百四十一、百一百四十二、百一百四十三、百一百四十四、百一百四十五、百一百四十六、百一百四十七、百一百四十八、百一百四十九、百一百五十、百一百五十一、百一百五十二、百一百五十三、百一百五十四、百一百五十五、百一百五十六、百一百五十七、百一百五十八、百一百五十九、百一百六十、百一百六十一、百一百六十二、百一百六十三、百一百六十四、百一百六十五、百一百六十六、百一百六十七、百一百六十八、百一百六十九、百一百七十、百一百七十一、百一百七十二、百一百七十三、百一百七十四、百一百七十五、百一百七十六、百一百七十七、百一百七十八、百一百七十九、百一百八十、百一百八十一、百一百八十二、百一百八十三、百一百八十四、百一百八十五、百一百八十六、百一百八十七、百一百八十八、百一百八十九、百一百九十、百一百九十一、百一百九十二、百一百九十三、百一百九十四、百一百九十五、百一百九十六、百一百九十七、百一百九十八、百一百九十九、百二百、百二百一、百二百二、百二百三、百二百四、百二百五、百二百六、百二百七、百二百八、百二百九、百三百、百三百一、百三百二、百三百三、百三百四、百三百五、百三百六、百三百七、百三百八、百三百九、百四百、百四百一、百四百二、百四百三、百四百四、百四百五、百四百六、百四百七、百四百八、百四百九、百五百、百五百一、百五百二、百五百三、百五百四、百五百五、百五百六、百五百七、百五百八、百五百九、百六百、百六百一、百六百二、百六百三、百六百四、百六百五、百六百六、百六百七、百六百八、百六百九、百七百、百七百一、百七百二、百七百三、百七百四、百七百五、百七百六、百七百七、百七百八、百七百九、百八百、百八百一、百八百二、百八百三、百八百四、百八百五、百八百六、百八百七、百八百八、百八百九、百九百、百九百一、百九百二、百九百三、百九百四、百九百五、百九百六、百九百七、百九百八、百九百九、百一千、百千一、百千二、百千三、百千四、百千五、百千六、百千七、百千八、百千九、百千十、百千十一、百千十二、百千十三、百千十四、百千十五、百千十六、百千十七、百千十八、百千十九、百千二十、百千二十一、百千二十二、百千二十三、百千二十四、百千二十五、百千二十六、百千二十七、百千二十八、百千二十九、百千三十、百千三十一、百千三十二、百千三十三、百千三十四、百千三十五、百千三十六、百千三十七、百千三十八、百千三十九、百千四十、百千四十一、百千四十二、百千四十三、百千四十四、百千四十五、百千四十六、百千四十七、百千四十八、百千四十九、百千五十、百千五十一、百千五十二、百千五十三、百千五十四、百千五十五、百千五十六、百千五十七、百千五十八、百千五十九、百千六十、百千六十一、百千六十二、百千六十三、百千六十四、百千六十五、百千六十六、百千六十七、百千六十八、百千六十九、百千七十、百千七十一、百千七十二、百千七十三、百千七十四、百千七十五、百千七十六、百千七十七、百千七十八、百千七十九、百千八十、百千八十一、百千八十二、百千八十三、百千八十四、百千八十五、百千八十六、百千八十七、百千八十八、百千八十九、百千九十、百千九十一、百千九十二、百千九十三、百千九十四、百千九十五、百千九十六、百千九十七、百千九十八、百千九十九、百千一百、百千一百一、百千一百二、百千一百三、百千一百四、百千一百五、百千一百六、百千一百七、百千一百八、百千一百九、百千一百十、百千一百十一、百千一百十二、百千一百十三、百千一百十四、百千一百十五、百千一百十六、百千一百十七、百千一百十八、百千一百十九、百千一百二十、百千一百二十一、百千一百二十二、百千一百二十三、百千一百二十四、百千一百二十五、百千一百二十六、百千一百二十七、百千一百二十八、百千一百二十九、百千一百三十、百千一百三十一、百千一百三十二、百千一百三十三、百千一百三十四、百千一百三十五、百千一百三十六、百千一百三十七、百千一百三十八、百千一百三十九、百千一百四十、百千一百四十一、百千一百四十二、百千一百四十三、百千一百四十四、百千一百四十五、百千一百四十六、百千一百四十七、百千一百四十八、百千一百四十九、百千一百五十、百千一百五十一、百千一百五十二、百千一百五十三、百千一百五十四、百千一百五十五、百千一百五十六、百千一百五十七、百千一百五十八、百千一百五十九、百千一百六十、百千一百六十一、百千一百六十二、百千一百六十三、百千一百六十四、百千一百六十五、百千一百六十六、百千一百六十七、百千一百六十八、百千一百六十九、百千一百七十、百千一百七十一、百千一百七十二、百千一百七十三、百千一百七十四、百千一百七十五、百千一百七十六、百千一百七十七、百千一百七十八、百千一百七十九、百千一百八十、百千一百八十一、百千一百八十二、百千一百八十三、百千一百八十四、百千一百八十五、百千一百八十六、百千一百八十七、百千一百八十八、百千一百八十九、百千一百九十、百千一百九十一、百千一百九十二、百千一百九十三、百千一百九十四、百千一百九十五、百千一百九十六、百千一百九十七、百千一百九十八、百千一百九十九、百千二百、百千二百一、百千二百二、百千二百三、百千二百四、百千二百五、百千二百六、百千二百七、百千二百八、百千二百九、百千二百十、百千二百十一、百千二百十二、百千二百十三、百千二百十四、百千二百十五、百千二百十六、百千二百十七、百千二百十八、百千二百十九、百千二百二十、百千二百二十一、百千二百二十二、百千二百二十三、百千二百二十四、百千二百二十五、百千二百二十六、百千二百二十七、百千二百二十八、百千二百二十九、百千二百三十、百千二百三十一、百千二百三十二、百千二百三十三、百千二百三十四、百千二百三十五、百千二百三十六、百千二百三十七、百千二百三十八、百千二百三十九、百千二百四十、百千二百四十一、百千二百四十二、百千二百四十三、百千二百四十四、百千二百四十五、百千二百四十六、百千二百四十七、百千二百四十八、百千二百四十九、百千二百五十、百千二百五十一、百千二百五十二、百千二百五十三、百千二百五十四、百千二百五十五、百千二百五十六、百千二百五十七、百千二百五十八、百千二百五十九、百千二百六十、百千二百六十一、百千二百六十二、百千二百六十三、百千二百六十四、百千二百六十五、百千二百六十六、百千二百六十七、百千二百六十八、百千二百六十九、百千二百七十、百千二百七十一、百千二百七十二、百千二百七十三、百千二百七十四、百千二百七十五、百千二百七十六、百千二百七十七、百千二百七十八、百千二百七十九、百千二百八十、百千二百八十一、百千二百八十二、百千二百八十三、百千二百八十四、百千二百八十五、百千二百八十六、百千二百八十七、百千二百八十八、百千二百八十九、百千二百九十、百千二百九十一、百千二百九十二、百千二百九十三、百千二百九十四、百千二百九十五、百千二百九十六、百千二百九十七、百千二百九十八、百千二百九十九、百千三百、百千三百一、百千三百二、百千三百三、百千三百四、百千三百五、百千三百六、百千三百七、百千三百八、百千三百九、百千四百、百千四百一、百千四百二、百千四百三、百千四百四、百千四百五、百千四百六、百千四百七、百千四百八、百千四百九、百千五百、百千五百一、百千五百二、百千五百三、百千五百四、百千五百五、百千五百六、百千五百七、百千五百八、百千五百九、百千六百、百千六百一、百千六百二、百千六百三、百千六百四、百千六百五、百千六百六、百千六百七、百千六百八、百千六百九、百千七百、百千七百一、百千七百二、百千七百三、百千七百四、百千七百五、百千七百六、百千七百七、百千七百八、百千七百九、百千八百、百千八百一、百千八百二、百千八百三、百千八百四、百千八百五、百千八百六、百千八百七、百千八百八、百千八百九、百千九百、百千九百一、百千九百二、百千九百三、百千九百四、百千九百五、百千九百六、百千九百七、百千九百八、百千九百九、百千一千、百千一千一、百千一千二、百千一千三、百千一千四、百千一千五、百千一千六、百千一千七、百千一千八、百千一千九、百千一千十、百千一千十一、百千一千十二、百千一千十三、百千一千十四、百千一千十五、百千一千十六、百千一千十七、百千一千十八、百千一千十九、百千一千二十、百千一千二十一、百千一千二十二、百千一千二十三、百千一千二十四、百千一千二十五、百千一千二十六、百千一千二十七、百千一千二十八、百千一千二十九、百千一千三十、百千一千三十一、百千一千三十二、百千一千三十三、百千一千三十四、百千一千三十五、百千一千三十六、百千一千三十七、百千一千三十八、百千一千三十九、百千一千四十、百千一千四十一、百千一千四十二、百千一千四十三、百千一千四十四、百千一千四十五、百千一千四十六、百千一千四十七、百千一千四十八、百千一千四十九、百千一千五十、百千一千五十一、百千一千五十二、百千一千五十三、百千一千五十四、百千一千五十五、百千一千五十六、百千一千五十七、百千一千五十八、百千一千五十九、百千一千六十、百千一千六十一、百千一千六十二、百千一千六十三、百千一千六十四、百千一千六十五、百千一千六十六、百千一千六十七、百千一千六十八、百千一千六十九、百千一千七十、百千一千七十一、百千一千七十二、百千一千七十三、百千一千七十四、百千一千七十五、百千一千七十六、百千一千七十七、百千一千七十八、百千一千七十九、百千一千八十、百千一千八十一、百千一千八十二、百千一千八十三、百千一千八十四、百千一千八十五

(農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第四條 この法律の施行の日が地方自治法の一部を改正する法律の施行の日前である場合には、同法附則第四十九條のうち農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第五條第九項の改正規定中「第五條第九項」とあるのは、「第五條第十項」とする。

(道路法の一部改正に伴う調整規定)

第五條 この法律の施行の日が地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前である場合には、第九十九條第九項のうち道路法第三十條の改正規定中「第二十條第二項を削り、同条第三項中「第一項第一号」を「前項第一号」に改め、同項を同条第二項とし」とあるのは、「第三十條第三項を削り」とする。

前項の場合において、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第三十三條のうち道路法第三十條の改正規定中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十條第二項を削り、同条第三項中「前項」を「前項第一号」に「当つて」、同項の次に次の一項を加える。	第三十條第二項及び第三項を次のように改める。
3 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（第一項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る）は、政令で定める。	2 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（前項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る）は、政令で定める。
4 前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。	3 前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

第三十條第四項を次のように改める。

5 第一項の場合において、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第十五條第一項中「第三十條第四項」とあるのは、「第三十條第三項」とする。

(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第六條 この法律の施行の日が地方自治法の一部を改正する法律の施行の日前である場合には、同法附則第三十八條のうち地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第六條第五項の改正規定中「第六條第五項」とあるのは、「第六條第六項」とする。

(中心市街地の活性化に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第七條 この法律の施行の日が地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第七條第四項に掲げる規定の施行の日前である場合には、第百五十二條のうち中心市街地の活性化に関する法律第九條第六項の改正規定中「第九條第六項」とあるのは、「第九條第五項」とする。

(都市再生特別措置法の一部改正に伴う調整規定)

第八條 この法律の施行の日が都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十九號）の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における都市再生特別措置法第二十九條第一項第一号の規定の適用については、同号中「同条第五項第二号」とあるのは「同条第五項第一号」とする。

2 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が都市再生特別措置法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する日前である場合には、第百五十五條のうち、都市再生特別措置法第四十六條の改正規定中「第二項第三号イ若しくはへ」、第二項第二号イ若しくはへ」に「同項第四号」を、「同項第三号」に改め、同条第三項及び第三十條中「第二項第五号」を「第二項第四号」に改め、同条中第十四項を削り、第十五項を第十四項とし、第十六項を第十五項とし、第十七項を第十六項とあるのは、「第二項第五号」を「第二項第四号」に改め、同条中第十一項を削り、第十二項を第十一項とし、第十三項を第十二項とし、第十四項を第十三項」と、同法第五十一條第一項の改正規定中「第四十六條第十六項後段（同条第十七項）」を「第四十六條第十五項後段（同条第十六項）」とあるのは「第四十六條第十三項後段（同条第十四項）」を「第四十六條第十二項後段（同条第十三項）」とする。

(興行場法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 第二十五条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の興行場法（以下この条において「新興行場法」という。）第二条第二項の規定に基づき保健所を設置する市（地域保健法第五十一条の規定に基づき政令で定める市をいう。以下この条において同じ。）又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が新興行場法第二条第二項の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

2 第二十五条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新興行場法第二条第二項の規定に基づき保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同項の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

第十九条 第二十六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の旅館業法（以下この条において「新旅館業法」という。）第三条第三項第三号の規定に基づき保健所を設置する市（地域保健法第五十一条の規定に基づき政令で定める市をいう。以下この条において同じ。）又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める施設は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める施設とみなす。

(旅館業法の一部改正に伴う経過措置)

2 第二十六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新旅館業法第四条第二項の規定に基づき保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同項の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

3 第二十六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新旅館業法第五条第三号の規定に基づき保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める事由は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める事由とみなす。

(公衆浴場法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 第二十七条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の公衆浴場法（以下この条において「新公衆浴場法」という。）第二条第三項の規定に基づき保健所を設置する市（地域保健法第五十一条の規定に基づき政令で定める市をいう。以下この条において同じ。）又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が新公衆浴場法第二条第三項の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

2 第二十七条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新公衆浴場法第二条第二項の規定に基づき保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同項の規定に基づき条例で定める基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

(医療法の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 第二十九条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の医療法（以下この条及び附則第二百三十三条第二項において「新医療法」という。）第七條の二第四項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、新医療法第三十条の四第五項の厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例とみなす。

2 第二十九条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新医療法第七條の二第五項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同項の厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例とみなす。

3 第二十九条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新医療法第十八条に規定する都道府県、保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、同条の厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県、保健所を設置する市又は特別区の条例で定める基準とみなす。

4 第二十九条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新医療法第二十一条第一項及び第二項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第三項の厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

(生活保護法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 第三十一条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の生活保護法（附則第二百三十三条第二項において「新生活保護法」という。）第三十九条第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

(クリーニング業法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三條 第三十二条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後のクリーニング業法第三条第三項第六号の規定に基づき保健所を設置する市（地域保健法第五十一条の規定に基づき政令で定める市をいう。以下この条において同じ。）又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める措置は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める措置とみなす。

(毒物及び劇物取締法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四條 第三十三条の規定の施行前に同条の規定による改正前の毒物及び劇物取締法（以下この条において「旧毒物及び劇物取締法」という。）の規定によりされた命令その他の行為又は第三十三条の規定の施行の際現に旧毒物及び劇物取締法の規定によりされた届出で、同条の規定の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることは、同日以後における同条の規定による改正後の毒物及び劇物取締法（以下この条において「新毒物及び劇物取締法」という。）の適用については、新毒物及び劇物取締法の相当規定によりされた命令その他の行為又は届出とみなす。

2 第三十三条の規定の施行前に旧毒物及び劇物取締法の規定により都道府県知事に対し届出その他の手続をしなければならない事項で、同条の規定の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新毒物及び劇物取締法の相当規定により地域保健法第五十一条の規定に基づき政令で定める市の市長又は特別区の区長に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新毒物及び劇物取締法の規定を適用する。

(社会福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五條 第三十四条の規定（社会福祉法第六十五条の改正規定に限る。以下この項において同じ。）の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第三十四条の規定による改正後の社会福祉法（附則第二百三十三条第二項において「新社会福祉法」という。）第六十五条第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

2 第三十四条の規定（社会福祉法第三十条の改正規定に限る。以下この条において同じ。）の施行前に第三十四条の規定による改正前の社会福祉法（以下この条において「旧社会福祉法」という。）の規定によりされた認可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又は第三十四条の規定の施行の際現に旧社会福祉法の規定によりされた認可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、第三十四条の規定の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることは、同日以後における第三十四条の規定による改正後の社会福祉法（以下この条において「新社会福祉法」という。）の適用については、新社会福祉法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

3 第三十四条の規定の施行前に旧社会福祉法の規定により所轄庁に対し届出等その他の手続をしなければならぬ事項で、第三十四条の規定の施行の日前にその手続がされていないものについては、新社会福祉法の相当規定により所轄庁に対して届出等その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新社会福祉法の規定を適用する。

(美容師法の一部改正に伴う経過措置)

2 第三十七条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の美容師法（以下この条において「新美容師法」という。）第二十条の規定により読み替えて適用する新美容師法第八号第三号の規定に基づく保健所を設置する市（地域保健法第五号第一項の規定に基づく政令で定める市をいう。以下この条において同じ。）又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が新美容師法第八号第三号の規定に基づき条例で定める措置は、当該保健所を設置する市又は特別区が新美容師法第二十条の規定により読み替えて適用する新美容師法第八号第三号の規定に基づき条例で定める措置とみなす。

2 第三十七条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新美容師法第二十条の規定により読み替えて適用する新美容師法第十三号第四号の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が新美容師法第十三号第四号の規定に基づき条例で定める措置は、当該保健所を設置する市又は特別区が新美容師法第二十条の規定により読み替えて適用する新美容師法第十三号第四号の規定に基づき条例で定める措置とみなす。

(水道法の一部改正に伴う経過措置)

2 第二十七条 第三十八条の規定（水道法第十二条及び第十九条の改正規定に限る。以下この項から第三項までにおいて同じ。）の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第三十八条の規定による改正後の水道法（以下この項から第三項までにおいて「新水道法」という。）第十二条第一項（新水道法第三十一条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する地方公共団体の条例が制定施行されるまでの間は、当該地方公共団体である水道事業者又は水道用水供給事業者に対する新水道法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「水道の布設工事（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。）」とあるのは、「水道の布設工事」とする。

2 第三十八条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新水道法第十二条第二項（新水道法第三十一条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する地方公共団体の条例が制定施行されるまでの間は、新水道法第十二条第二項に規定する政令で定める資格は、当該地方公共団体の条例で定める資格とみなす。

3 第三十八条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新水道法第十九条第三項（新水道法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する地方公共団体の条例が制定施行されるまでの間は、新水道法第十九条第三項に規定する政令で定める資格は、当該地方公共団体の条例で定める資格とみなす。

4 第三十八条の規定（水道法第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定に限る。以下この条において同じ。）の施行前に第二十八条の規定による改正前の水道法（以下この条において「旧水道法」という。）の規定によりされた確認等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又は第三十八条の規定の施行の際現に旧水道法の規定によりなされている確認の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、第三十八条の規定の施行の日

においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における第三十八条の規定による改正後の水道法（以下この条において「新水道法」という。）の適用については、新水道法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

5 第三十八条の規定の施行前に旧水道法の規定により都道府県知事に対し報告をしなければならない事項で、第三十八条の規定の施行の日前にその報告がされていないものについては、これを、新水道法の相当規定により市長に対して報告をしなければならない事項についてその報告がされていないものとみなして、新水道法の規定を適用する。

(薬事法の一部改正に伴う経過措置)

2 第二十八条 第四十条の規定の施行前に同条の規定による改正前の薬事法（以下この条において「旧薬事法」という。）の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又は第四十条の規定の施行の際現に旧薬事法の規定によりなされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、同条の規定の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、同日以後における同条の規定による改正後の薬事法（以下この条において「新薬事法」という。）の適用については、新薬事法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 第四十条の規定の施行前に旧薬事法の規定により都道府県知事に対し報告その他の手続をしなければならない事項で、同条の規定の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新薬事法の相当規定により地域保健法第五号第一項の規定に基づく政令で定める市の市長又は特別区の区長に対して報告その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新薬事法の規定を適用する。

(母子保健法の一部改正に伴う経過措置)

2 第二十九条 第四十二条の規定の施行前にされた同条の規定による改正前の母子保健法第二十条第一項の規定による養育医療の給付に係る処分は、第四十二条の規定による改正後の母子保健法第二十条第一項の規定による養育医療の給付に係る処分とみなす。ただし、第四十二条の規定の施行前に行われ、又は行われるべきであつた同条の規定による改正前の母子保健法第二十条第一項の規定による養育医療の給付に要する費用の支弁、負担及び徴収については、なお従前の例による。

第三十条 第四十三条の規定（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。以下この条において同じ。）の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第四十三条の規定による改正後の職業能力開発促進法（以下この条において「新職業能力開発促進法」という。）第十九条第一項に規定する都道府県又は市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同項に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県又は市町村の条例で定める基準とみなす。

2 第四十三条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新職業能力開発促進法第二十三条第一項第三号に規定する都道府県又は市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす職業訓練は、当該都道府県又は市町村の条例で定める職業訓練とみなす。

3 第四十三条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新職業能力開発促進法第二十八条第一項に規定する都道府県又は市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該都道府県又は市町村の条例で定める者とみなす。

4 第四十三条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新職業能力開発促進法第三十条の二第二項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該都道府県の条例で定める者とみなす。